

知って安心!  
厚生年金  
その2

# 障害の状態になったときの年金

病気やケガにより障害の状態となってしまった場合、障害厚生年金等が受けられます！



厚生年金保険の被保険者である間に初診日(※)がある病気やケガで障害の状態(年金制度上の障害等級1級・2級・3級)になった場合、障害厚生年金が支給されます。

また、平成27年9月30日までの組合員である間に初診日がある場合には、障害共済年金(経過的職域加算額)が併せて支給されます。

※初診日とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

## 障害厚生年金の支給要件

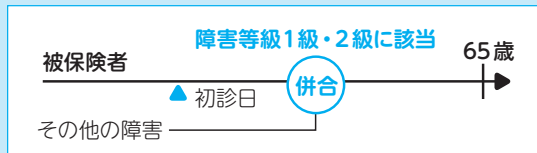
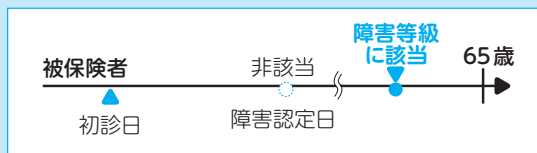
障害厚生年金は、厚生年金保険の被保険者もしくは被保険者であった方が、次の要件を満たしている場合に支給されます。

### 初診日要件

初診日が厚生年金保険の被保険者である間にあるとき

### 障害認定要件 (いずれか一つ)

- 1 障害認定日において、障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態であるとき
- 2 障害認定日において障害等級1級から3級に該当する程度の障害の状態になかったが、その後65歳の前日までの間に、その傷病により1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき
- 3 厚生年金保険の被保険者である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、65歳の前日までの間に、はじめて障害等級が1級・2級に該当する程度の障害の状態となったとき



※障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日、または傷病の状態が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

### 保険料納付要件

初診日の前々月までの保険料納付済期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること

※ただし、令和8年3月31日以前の初診日については、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がなければ要件を満たす経過措置が設けられています。

